



## 共通申込事項

申込み時には次の内容を明記してください。  
 ●催し名 ●〒住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号

不妊治療助成制度、妊産婦サービス 問保健センター(☎(76)1133)

## 一般不妊治療等助成制度

**内助成対象期間**→令和4年3月~令和5年2月の診療分  
**助成対象診療**→不妊検査、治療の効果を確認するための検査、ホルモン療法、タイミング法、人工授精等の一般不妊治療

**助成額**→1夫婦1年度につき自己負担額の2分の1(上限5万円)

**対医師に一般不妊治療の必要があると診断された①又は②に該当する人**  
 ①いずれかが市内在住の夫婦

②市内在住で同一世帯の事実上婚姻関係にある男女

※治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること。

**申**3月22日(水)までに、申請書・同意書・医療機関の受診証明書・健康保険証の写し(夫婦分)等を持参か郵送(必着)で保健センター(〒446-0045横山町下毛賀知106-1)へ



※自署でない場合は印鑑が必要。

※必要書類の詳細はQRコードから市HPを参照。申請書等は市保健センター・市HP・市内関係医療機関で配布。

※医療機関の受診証明書発行には時間がかかる場合があります。余裕をもって申請をしてください。書類不備の場合は受け付けできません。

## 妊娠したら早期に母子健康手帳を受け取り、妊産婦健診・歯科健診を受けましょう

妊娠に気づいたら医療機関で妊娠届出書をもらい、早めに保健センターで母子健康手帳を受け取りましょう。

母子健康手帳と一緒に、妊産婦健診・歯科健診の受診票等も渡します。受診票を使って健診を受け、お腹の赤ちゃんの成長と、妊婦のからだとこころの健康を守りましょう。

また、産後も忘れずに産婦健診・歯科健診を受診してください。

## &lt;注意事項&gt;

●助産所や県外医療機関で健診を受ける場合、健診費用を支払った後、本市保健センターで費用助成申請をしてください

●転入した場合、転入前の市区町村で交付された受診票は、本市では使用できません。本市保健センターで本市の受診票と交換してください

●転出した場合、本市の受診票は使用できません。転出先の市区町村に相談してください

## マタニティマーク



保健センターでは、母子健康手帳の交付時にマタニティマークのストラップを配布しています。バッグ等に付けることで、周囲の人に妊婦であることを知らせるものです。このマークを見かけた際は、思いやりある対応をお願いします。

## 出生体重が2500g未満のときは

速やかに、母子健康手帳交付の際に配布した低体重児届出書を保健センターに提出してください。

## こんなちは赤ちゃん訪問

市の看護師・保健師が生後4ヶ月未満の赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談に応じます。また、地域の子育て情報誌を渡します。

## 申込書・申請書等の配布

特に記載がない場合は各記事の問合せ先窓口・市HPで配布しています。

## 共通申込事項

申込み時には次の内容を明記してください。  
 ●催し名 ●〒住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号

## 高齢者の肺炎球菌の定期予防接種は3月31日(金)までに

3月31日を過ぎると、全額自費になります。ご注意ください。

**対**過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を接種していない人で、①②のいずれかに該当する人

①今年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人

②心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能の障害(身体障害者手帳1級)を有する60歳以上65歳未満の人

※対象者には昨年4月に予防接種予診票兼接種券を送付済みです。紛失した人は保健センターまで連絡してください。

¥自己負担額2500円(免除制度有)

**他**詳細はQRコードから市HPを参照

**問**保健センター(☎(76)1133)

## 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金の支給対象期間を変更

安城市国民健康保険・愛知県後期高齢者医療の加入者で、給与の支払いを受けている人が、新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われた場合に、その療養のため勤務できなかった期間について支給される傷病手当金の支給対象期間が以下のとおり変更となりました。

支給手当金の詳細は市HP等を確認するか、各問合せ先へ問い合わせてください。

**時**支給対象期間→令和2年1月1日~令和5年3月31日(変更前は令和2年1月1日~令和4年12月31日)

**問**国民健康保険加入者→国保年金課国保係(☎(71)2230) 後期高齢者医療加入者→国保年金課医療係(☎(71)2232)

## 子育て・青少年

## 令和5年度第3子以降の小中学校給食費無償化申請を受付

保護者の申請に基づき第3子以降の小中学校給食費を無料とします。認定には年齢等一定の要件があります。詳細は市HPで確認するか、問い合わせの上、申請してください。なお、現在無償化対象で次年度も対象となる人には、更新用申請書を送付しています。申請期限は2月17日(金)です(新小学1年生は入学説明会で提出してください)。

**問**教育委員会総務課(☎(71)2253)

## 「家庭の日」県民運動

家庭は生活の基盤であり、家族のふれあいと連帯感を深めるかけがえのない場です。また子どもにとっても、人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場です。この機会に、一人ひとりが明るく対話のある家庭を作るために何ができるか考えてみましょう。

**スローガン**→親と子の対話がつくるよい家庭

**時**強調月間→2月1日~28日

**他**青少年の家では「家庭の日」の毎月第3日曜日に、親子で卓球やニュースポーツを楽しめるよう、無料で体育室を開放しています(ニュースポーツの指導は、午前10時~正午)

**問**青少年の家(☎(76)3432)

## ほっと一息サロン(親の学習会)

**場**問青少年の家(☎(76)3432)

**時**3月11日(土)午後1時30分~4時

**内**テーマ→親と子のセミナー

**対**市内在住・在学・在勤の、不登校やひきこもりに悩む子(義務教育を修了した15~39歳)がいる家族

**定**25人(先着)

**申**電話で市若者総合相談窓口あんさぽ(☎090-5002-5229)へ

## 「ヤングケアラー」を知っていますか?

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子ども」とされています。

年齢に見合わない過度の負担を日常的に負うことで、学業や進路、友人関係等に影響する場合があり、また、自分自身の状況を当たり前に感じ、助けを求められない子どももいます。このような子どもを見かけたら、相談窓口に連絡してください。

**問**市子育て支援課(☎(71)2272)、児童相談所相談専用ダイヤル(☎0120-189-783)、24時間子供SOSダイヤル(☎0120-078310)

ヤングケアラーへの正しい理解が進むよう、市内中学校の美術部・造形部所属の生徒が描いたポスターの一部を紹介します。



## 高等学校修学のための奨学金制度

経済的な理由により修学が困難な人を対象とした返還不要の奨学金制度です。

**内**奨学金金額→月額9000円(1年分を2回に分けて給付)

**対**以下のすべてに該当する市内在住者

- 経済的理由により修学が困難な人
- 高等学校(定期制課程及び通信制課程を含む)又は中等教育学校の後期課程に在籍している(令和5年度入学の人も可)
- 学力優秀(全履修科目の評定について平均した値が3.2以上)
- 他の奨学金を受けていない

**申**3月1日(水)~31日(金)に下表の必要書類を持って以下の申込先へ市内の中学校に在学している人

→在学している中学校  
高等学校等又は市外の中学校に在学している人→市教育委員会総務課(教育センター内)

## 必要書類(★印は学校作成書類)

- |                           |
|---------------------------|
| 奨学金申請書                    |
| 推薦書(★)                    |
| 家庭状況調査書                   |
| 奨学金振込口座申出書                |
| 戸籍謄本                      |
| 住民票(※1)                   |
| 保護者の令和5年度市民税・県民税課税証明書(※2) |
| 成績証明書(令和4年度のもの)(★)        |
| 在学証明書(★)                  |
| 合格通知書の写し(令和5年度入学の人のみ)     |

※1:世帯員の中に単身赴任等で住所地が安城市でない人がいる場合のみ、その住所地の住民票を提出(続柄・本籍・マイナンバーの記載不要)。

※2:保護者に令和5年1月1日現在の住所地が安城市でない人がいる場合のみ、その住所地の証明書を6月30日(金)までに提出。収入がない場合は非課税証明書を提出。証明書は6月頃から取得可能。

**問**教育委員会総務課(☎(71)2253)

# すくすくスクエア

妊婦や乳幼児を対象とした  
各種教室・相談

- 場所の記載がないものはすべて保健センター（☎76）1133で行います
- 母子健康手帳交付と妊婦指導、各種相談は夙は休みます
- 4か月児・1歳6か月児・3歳児健診及び予防接種は個人通知します。通知書を紛失した人や健診を受けていない人は、連絡してください

## ■申込みについて

各種教室・講座、スクスク子育て相談室の申込みは、母子手帳アプリ「母子モ」（QRコードからダウンロード可）で申し込んでください。申込開始日は各教室により異なります。各記事で確認してください。



### ◆母子健康手帳交付と妊婦指導

時(月)～(金)午前8時30分～正午  
対市内に住民登録のある妊婦  
持妊娠届出書(医療機関等で交付されたもの)、マイナンバー確認書類(妊娠届出書裏面を参照)  
他上記時間に来所できない場合は問い合わせてください

### ◆母乳準備のぷち講座

産後に向け助産師が指導。  
時3月15日(水)午前10時～11時  
対市内に住民登録のある妊婦  
定14人(先着)  
申込開始日→3月1日(水)

## 妊娠・出産、子育ての悩みを抱え込まないで

◆妊産婦・乳幼児健康相談  
(電話・面談／面談の場合は要予約)  
時(月)～(金)午前8時30分～午後5時  
場保健センター（☎76）1133  
対妊産婦、乳幼児の保護者・家族等

◆あんぱ～く利用者支援窓口  
(電話・面談／隨時受付)  
時(火)～(金)午前9時～午後5時  
場あんぱ～く（☎72）2317  
対18歳未満の子の保護者・家族等

◆乳幼児の子育て相談  
(電話・面談／隨時受付)  
時①(月)～(土)午前9時～午後4時  
②(月)～(金)午前9時～午後4時  
(いずれも正午～午後1時を除く)  
場①あんぱ～く（☎72）2317 ②各子育て支援センター[二本木（☎77）2774]・あけぼの（☎97）2276・さくら（☎99）2100・和泉（☎92）8100]  
対概ね3歳未満の子の保護者・家族等

### ◆パパママ教室べんきょう編

出産前後のこころの変化・歯の健康管理、新生児のお世話体験。  
時3月18日(土)午前9時10分～10時40分、午前10時55分～午後0時25分  
対市内に住民登録のある妊婦とその家族等  
定各10組程度(先着)  
申込開始日→2月10日(金)

### ◆パパママ教室えいよう編

妊娠中の食生活について講義と調理の見学・試食で学ぶ。  
時3月4日(土)午後1時30分～3時30分  
対5月～9月出産予定の市内に住民登録のある妊婦とその家族等  
定20人(先着)  
申込開始日→2月10日(金)

### ◆スクスク子育て相談室

育児・離乳食や栄養・歯等の相談。  
時3月9日(木)・23日(木)午前9時～11時  
対4歳までの子と家族等  
持赤ちゃん用の敷き物(バスタオル等)  
申込開始日→2月1日(水)(身長・体重計測のみの場合は予約不要)

### ◆ゴックン教室(前期離乳食)

離乳食の開始から2回食までの進め方の講習。  
時3月7日(火)・20日(月)午後1時15分～2時15分、午後2時45分～3時45分  
対4～6カ月児の保護者・家族等  
定各10組(先着)  
申込開始日→2月1日(水)

### ◆きっかけ教室～子育てママ編～

産後のママに向けたリフレッシュできる運動。  
時①3月1日(水) ②3月22日(水)いずれも午前10時～11時  
場①→保健センター ②→アンフォーレ本館  
対3～6カ月未満児の親子(ママのみの参加也可)  
定各15人(先着)  
持飲料、赤ちゃん用の敷き物(バスタオル等)  
申込開始日→2月1日(水)

### ◆カミカミ教室(後期離乳食と歯の手入れ)

3回食から離乳完了までの流れの講習と歯の手入れについての講義。  
時3月14日(火)・28日(火)午後1時10分～2時20分、午後2時40分～3時50分  
対7～11カ月児の保護者・家族等  
定各10組(先着)  
申込開始日→2月1日(水)

## 利用パパママの声

かわの  
河野祐里香さん  
(住吉町)



「母乳準備のぷち講座」に参加して、母乳の大切さを学べました。